

大正・昭和初期の大阪市営月賦住宅における住環境の変遷について —北島・杭全住宅の住宅及び住宅地の現状調査—

主査 福本 佳世*1

委員 穂山 憲*2, 長瀬 安弘*1

本研究では、大正から昭和初期にかけて供給された大阪市営月賦住宅について、供給の背景、内容を明らかにすると同時に供給当初から現在に至るまでの住宅地の姿を、時系列的な視点を踏まえて捉えることを試みた。供給計画では、北島住宅建設後に、計画された杭全住宅では住戸の配置に関して工夫がみられることが明らかとなった。また、現状における建物残存状況を調べた結果、北島住宅においては家並みの印象が残る傾向にあるのに対し、杭全住宅においては供給当初の印象が薄れつつも、躯体を活用しての増改築が積極的に試みられていることが把握された。さらに、杭全住宅においては、居住地評価のアンケートを実施した結果、住宅地の中心部の公園が積極的に利用されていることが明らかとなった。

キーワード：1) 大阪市, 2) 大阪市社会部, 3) 月賦住宅, 4) 北島住宅, 5) 杭全住宅
6) 第二次市域拡張, 7) 土地区画整理事業, 8) 住宅地計画

A STUDY ON OSAKA MUNICIPAL MONTHLY INSTALLMENT PLAN RESIDENCE IN THE TAISHO ERA AND THE EARLY STAGE OF SHOWA ERA

- The present research of the residence and the residential area at Kitabatake Jyutaku and Kumata Jyutaku -

Ch. Kayo Fukumoto,

Mem. Ken Akiyama and Yasuhiro Nagase

The purpose of this study is to make clear a background of supply of Osaka municipal monthly installment residence supplied from the Taisho era to the Showa early days, contents, and to arrest a figure of a residential area from the first up to the present at the same time. In a supply plan, it became clear some devices in site-planning in Kumata Jyutaku planned after Kitabatake Jyutaku. Moreover, it faced in the Kitabatake Jyutaku though ordinary impression as a house showed a tendency to be left, and it was understood that it tried the increase reconstruction that it made use of a structure actively as for the Kumata Jyutaku though impression at the time of the supply faded away.

1 はじめに

1-1 研究の目的

大阪市営月賦住宅は、大阪市社会部が、大正～昭和初期に「中流階級の住定策」として市営住宅の供給を行った一貫として市内5ヶ所に建設された分譲住宅である。これらに関する先行研究としては、1)同時期に建設された大阪市以外の公設住宅に関する研究¹⁾、2)北島住宅に関する報告²⁾が挙げられる。また、筆者らは前述の研究成果を踏まえた上で、本研究に先駆けて3)「貸付住宅」と「月賦住宅」を時系列的に捉え、供給内容と空間的特質について記述した研究を既に発表していることから³⁾、本稿では「月賦住宅」、その中でも住宅地全体が残存している北島・杭全住宅について、供給当初の背景、内容を明らかにすると共に、供給当初から現在に至るまでの住宅地の姿を、居住履歴、建物の残存状況、住民意識等を、

時系列的な視点を踏まえて捉え、整理、記述を行う事を目的とする。

1-2 研究の方法

供給当初の背景、計画の把握については、大阪市社会部及び土木部発行の資料を主たる調査対象とすると共に、住戸建築については、残存する住戸の実測調査を行い、建築図面の復元を試みる。さらに、供給当時から現在に至るまでの住空間の変遷の把握には、旧土地台帳、住宅地図等を使用し、変遷状況を時系列的に把握すると共に、現地調査として、目視調査、ヒヤリング調査、アンケート調査等を試みた。

2 「月賦住宅」の概要

2-1 計画概要

「月賦住宅」は大阪市の、「一定の期間住宅料を完納した

*1 神戸芸術工科大学 助手

*2 神戸芸術工科大学 非常勤講師

ものに対し土地家屋及びその付属設備一切を譲渡する」方法²³⁾で計画され、大正15年から昭和3年に図1及び表1²⁴⁾に示す5箇所において土地付き分譲住宅を建設した。なお、現時点では北畠・杭全住宅が残存、姫島住宅が一部残存、都島・今里住宅は滅失したことが確認されている²⁵⁾。

以下に、供給時期別に計画概要を示す。

第1期計画は、北畠住宅で大正15年2月に建設、入居開始で、戸当たり敷地25坪、延建坪18.5坪、木造2階建(浴室有)、庭付き、住宅料(販売価格)が27.6円(月賦額)、住戸は、同面積でありながらも型が異なるものが3タイプ供給された²⁶⁾。

次に、第2期として、姫島・都島・今里住宅が計画され、戸当たり敷地20坪、延建坪10.5坪、木造平屋もしくは2階建(浴室無)、庭付き、住宅料が17.32円~20.70円で、供給された²⁷⁾。

第3期計画は、杭全住宅で昭和3年3月に建設、入居開始されており、敷地規模、建坪、庭の有無、家賃等は、北畠と同様であるが、住戸が1期、2期とは異なる4タイプが供給された²⁸⁾。

上記の内容から、北畠・杭全住宅と姫島・都島・今里住宅の間には、供給計画に差異が見られる。前者の2住宅に対し、後者の3住宅が敷地規模、建坪共に小規模で、かつ月賦料も安価であることがわかる。

また、これらの計画地は、姫島住宅は第一次市域拡張区域内に位置し、既に市街化した地区内に建設されていること。また、都島・今里住宅は、第二次市域拡張区域ではあるが、既にスプロールが進行し、また当時の用途地域指定における工業地域区域に建設されているのに対し、北畠・杭全住宅は、用途地域指定が住居地域であると同時に、大阪市が今後都市化が進行する地域と見なして、先行的に市域に取り込んだ住吉区(現阿倍野区及び東住吉区)に建設されている。これらから、北畠・杭全住宅は大阪市が、今後都市化が進行するとみなされる地域に対し、中産階級層を供給対象とし、先駆的事例として取り組んだ住宅地計画であると捉えることができる。

なお、大阪市告示「住宅供給ニ関スル件」²⁹⁾によればすべての住宅地において「住居ト称スルハ居住ノ用ニ供スル

土地、家屋及其ノ附属設備ヲ謂」い、月賦期間は16年以内とされ、また住宅受給者には、住宅の居住目的外への使用の禁止や「住宅ノ模様替其ノ他現状ヲ変更スル」際には市長の承認を要するなどの義務が課された。

2-2 「月賦住宅」の供給対象

「月賦住宅」は、いずれも公報や新聞によって居住者を募ったが、この際、北畠住宅の募集申込資格は「中産階級以下」とされ³⁰⁾。実際の住宅受給者の職業は、会社員3名、商店員25名、自営業14名、官公吏13名、教員13名、その他8名であった。

また、杭全住宅では「少額所得者にして現に官公衛、会社商店等」に在勤とされ³¹⁾、入居申込者は「身分別をすると会社員の九十一件を最多数とし商店員の七十件学校教員の三十九件等」であった³²⁾。これに対し、姫島・都島・今里住宅は、募集申し込み資格に工場労働者が明記されていることから³³⁾、大阪市は、北畠・杭全住宅においては主たる供給対象を、俸給生活者に限定していたと捉えることができる。

2-3 自治会組織の成立

大阪市社会部は「月賦住宅」の供給後、住宅地共同福祉事業として、「相互扶助」と「自治精神の涵養」を掲げ³⁴⁾5住宅において「北畠自治会」「姫島自治会」「都島自治会」「今里自治会」「杭全自治会」をそれぞれ組織せしめており、これらの自治会の創立総会では、共同購買や、敷地内の植樹や瓦斯引込、下水掃除、屎尿汲取などを協議事項とした自治会規約が決議されている³⁵⁾、³⁶⁾、³⁷⁾。また、北畠住宅では自治会とは別に、「社交及び慰安の機関」として「北畠倶楽部」が設立され³⁸⁾、杭全住宅では付属施設として集会所が住宅地の中心に位置する公園に設置された³⁹⁾。

3 北畠・杭全住宅における計画及び設計

3-1 土地区画整理事業と住宅地の街区計画

3-1-1 確認作業の方法

北畠・杭全住宅は、両者共に組合施行による土地区画整理が行われた地区内に位置しており、区画整理事業と関連性を持ちながら進行した計画であると推察できる。よって、ここでは、区画整理事業と両住宅地との関連について計画時期(表2)、計画・設計内容について整理、記述を行う⁴⁰⁾。

さらに、昭和3年及び昭和17年に撮影された「大阪市近傍航空写真」を使用し、施行状況の確認作業を試みる。

表2. 土地区画整理と住宅地計画の計画、施行時期

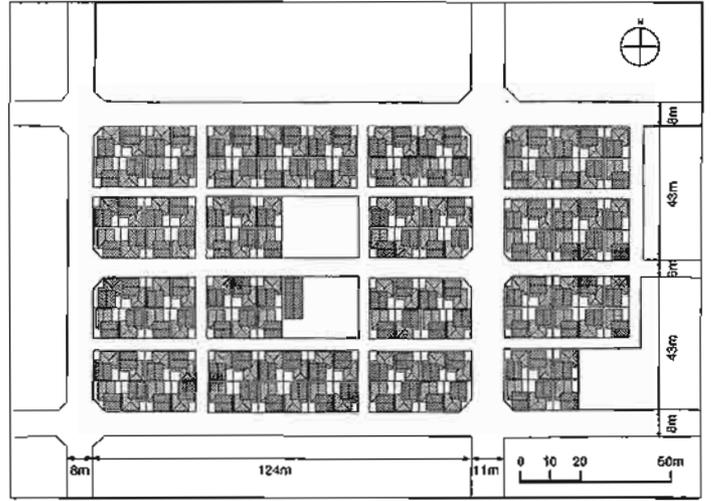
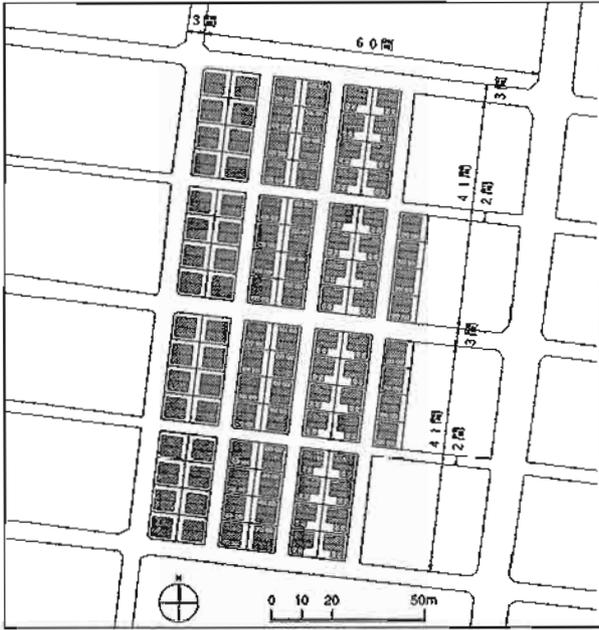
年月	阪高土地区画整理組合	北畠住宅	年月	西子野土地区画整理組合	杭全住宅
T13.1	設立認可	S1.12		市会提案議決	
T13.7	工事着手	S2.10		申し込み受付	
T14.5		市会提案議決	S3.2	入居開始	
T14.8		申し込み受付	S3.3	竣工式	
S 1.2		竣工式		自治会創立総会	
S 1.2		入居開始	S3.6	設立認可	
S 1.4		自治会創立総会	S4.1	工事着手	
S 3.6	工事完了		S5.5	工事完了	
S 4.3	換地処分		S5.8	換地処分	
S 6.2	解散		S10.4	解散	
	面積 130.9ha			面積 16.86ha	



図1. 「月賦住宅」位置図

表1. 「月賦住宅」一覧表

住宅名	北畠住宅	姫島住宅	都島住宅	今里住宅	杭全住宅
建設年月	T15.2	S2.2	S2.4	S2.5	S3.2
住宅地面積(坪)	3,276	1,880	1,610	2,342	3,452
計画戸数	104	70	60	88	136
建設戸数に列する申込割合	31.42	3.13	3.88	1.18	2.08
戸当たり敷地面積(坪)	25	20	20	20	25
延床面積(坪)	18.5	10.5	10.5	10.5	18.5
月賦住宅料	27.6	17.32	20.7	18.3	28.36
住宅形式	木造2階建(浴室有)	木造平屋もしくは2階建(浴室無)	木造平屋もしくは2階建(浴室無)	木造平屋もしくは2階建(浴室無)	木造2階建(浴室有)
自治会名	北畠自治会	姫島自治会	都島自治会	今里自治会	杭全自治会
用途地域(T15)	住居地域	工業地域	住居地域	住居地域	住居地域



左；图2．北畠住宅配置復元図（分譲当時）

上；图3．杭全住宅配置復元図（分譲当時）



左；写真1．北畠住宅（昭和3年）

上；写真2．杭全住宅（昭和3年）



左；写真3．北畠住宅（昭和17年）

上；写真4．杭全住宅（昭和17年）

なお、両住宅地における街区計画及び配置計画に関する図面等の資料は、間取りに関するもの(北島と杭全の一部)、配置に関するもの(杭全)の入手に止まっていることから、これらと土地区画整理事業資料を基礎資料とし、空中写真及び旧土地台帳による確認作業、現地調査を踏まえ、配置図の作成を行った²¹⁾(図2、図3)。

3-1-2 計画時期

北島住宅は、阪南土地区画整理組合事業区域内に位置するが、ここは大阪市内で最初に土地区画整理を施行した地区である。区画整理の範囲は住吉区(現阿倍野区)の127町歩(130.9ha)を対象とし、大正13年1月に組合設立、昭和3年6月に工事完了となっている。一方、北島住宅の計画は、大正14年5月に市会提案が議決され、同8月申込受付、昭和元年2月に入居開始となっている。これらから、北島住宅は、土地区画整理事業とはほぼ時を同じくして住宅地計画が進行していたと捉えられる。

杭全住宅が位置する西平野土地区画整理組合は、住吉区(現東住吉区)内の5万1000坪(16.86ha)を事業区域とし、昭和3年6月に組合設立、昭和5年5月に工事が完了している。これに対し杭全住宅の計画は昭和元年に議決、申込受付が、昭和2年10月に行われ、昭和3年3月に入居開始となっていることから、区画整理組合設立許可が降りる以前に、住宅地建設が完了していることがいえる。これは、区画整理事業に先行して住宅地計画が施行されたことを示しており、昭和3年の空中写真(写真2)において、区画整理が未整備の水田の中に、杭全住宅のみが確認されることから明らかである。

以上から、北島住宅の建設は区画整理事業と平行して進行したのに対し、杭全住宅は区画整理事業に先行して住宅地が建設されたことが明らかとなった。

3-1-3 区画整理街区と住宅地の街区計画

北島住宅が位置する阪南土地区画整理事業での区画設計は、以下のように計画、設計された。まず、「東西方向(街区の長辺方向)は六十間ごとに幅員三間の道路を、南北方向(街区の短辺方向)は四十一間ごとに道路を配置する」。南北方向の四十一間はその中間に幅員一間ほどの水路敷を設け区画をさらに分割し、最終的に造成された街区は六十間×二十間の規模となる。計画された水路敷は耕地整理事業の手法をそのまま持ち込んだものであり、実際には水路としてではなく、通路としてしか使用されなかった。実際の街区規模は、建築線指定の段階において一間幅の水路敷(通路)が、道路として要件に欠けることからそれぞれ半間ずつ後退して二間に拡幅するよう建築線が指定され、これにより三間と二間の交互の道路幅となった。二間道路は水路敷が変化したものであり、道路とみなしていなかったため、区画整理後も私道扱いであった²²⁾。なお、これらの状況は、昭和3年及び17年の空中写真においても確認されと共に、北島住宅周

辺部が2時点間において市街化が進行していることも同時に確認できる。

次に、北島住宅の街区計画及び配置計画について図2を使用し、確認作業を行う。住宅地街区の北西の端は、三間道路である東西方向の長辺(六十間)と南北方向の短辺(四十一間)が交差する箇所に当たり、また住宅地の中央部を東西に走る道路も、区画整理の街区設計と同様の三間道路で、その他の道路は二間道路が配されている。つまり、南北には十九間ごとに三間と二間の道路が交互に配されていることから、区画整理の街区設計をベースに住宅地の配置計画がなされたことが確認できる。

一方、杭全住宅における街区計画は、区画整理事業に先行して住宅地計画が行われたことから、北島住宅とは状況が異なっており、敷地内東部に六間道路が南北に、三、三間道路が敷地中央に東西に走っている(昭和3年空中写真)。これを、図3に示した街区幅、道路幅と照らし合わせてみると、杭全住宅の西部に当たる街区は、短辺(南北方向)が43m、長辺が124m(東西方向)であり、これは杭全住宅の西側の街区も同様の幅で設計されていること、43mという街区の長さは一般に共通する規模であることから²²⁾、ここでは杭全住宅が今後周辺で土地区画整理事業が行われることを見越して、計画が進行していたと推察することができる。また、ここでの着目点は、街区及び道路計画が、(間)ではなく(メートル)で記載されていることが挙げられ、大正13年一昭和3年の間に区画設計及び街区計画の手法が、変化しつつあることが明らかとなった。

さらに、昭和17年の空中写真(写真4)からは、杭全住宅周辺の土地区画整理が完了し、市街化が進行しつつあることが確認できる。

3-2 各住戸の平面計画

3-2-1 北島住宅

北島住宅は、図4～6に示す3タイプの住戸を南北軸の道路に対し配する計画を行っている。

各住戸プラン共、1階部分には、玄関前の2畳間と2室、台所と風呂便所、2階には床の間付きの6畳間、4.5畳間から構成される。畳のサイズは6.3尺×3.15尺。基本的に、建物全体で2方向の採光、通風を確保している。

以下に各住戸毎の計画と特徴を述べる。

1) 第一種住宅

建築面積10.5坪、延床面積21坪。建蔽率42.00%。容積率84.00%。3戸中、最も建蔽率が低い。建物は総2階建て、建物の背面に庭を配する。住戸は東入、西入共に同一平面形状の為、東西方向からの採光を見込んでいる。

2) 第二種住宅

建築面積12.4坪、延床面積21.2坪。建蔽率49.60%。容積率84.80%。3戸中、最も建蔽率が高い。一部平屋の2階建て。この建物も1号住宅と同じく、建物の背面に庭を

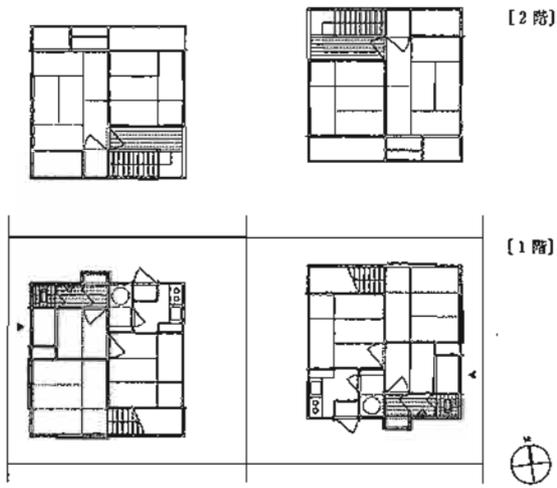


図4. 北島住宅第一種住宅 1/300

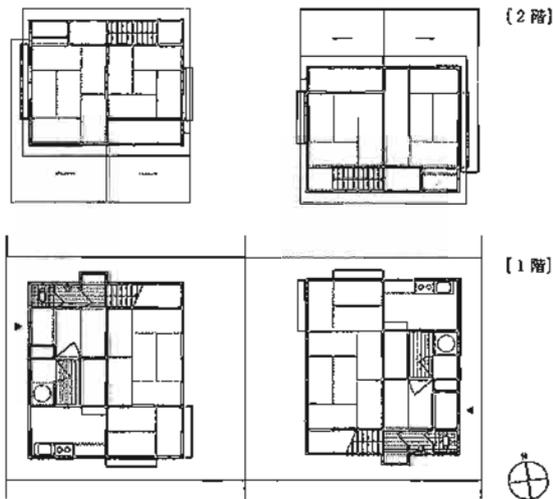
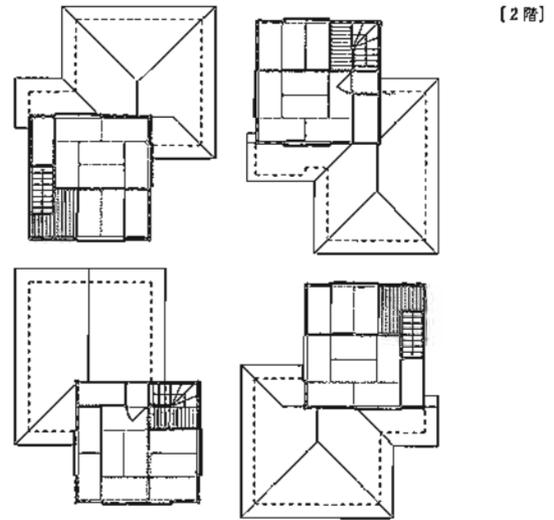


図5. 北島住宅第二種住宅 1/300

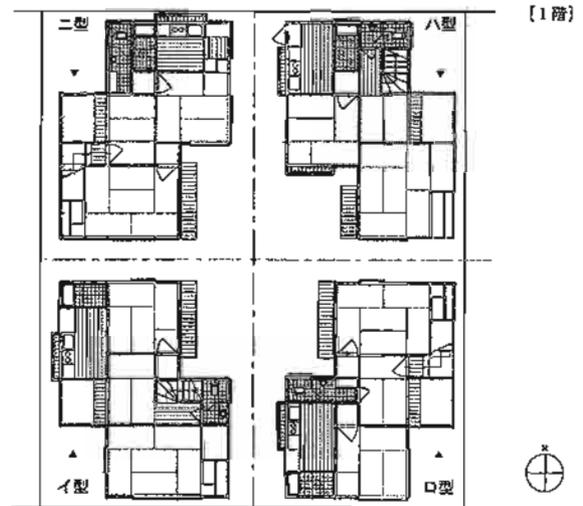


図7. 杭全住宅平面図 1/300

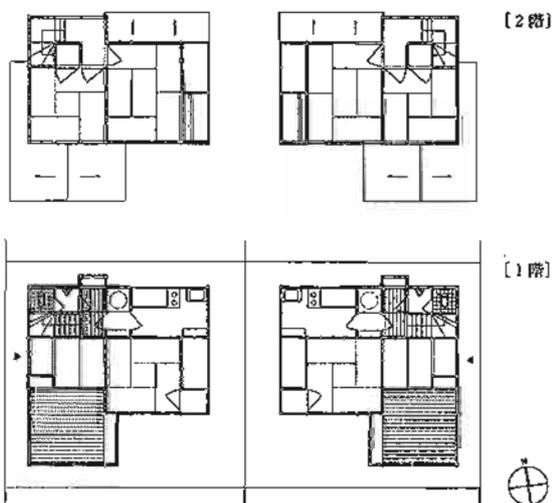


図6. 北島住宅第三種住宅 1/300

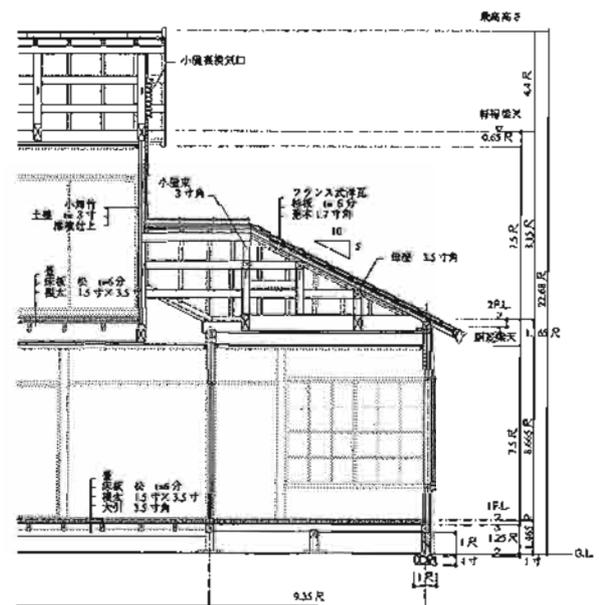


図8. 杭全住宅矩計図 1/100

配し、東入、西入共に同一平面形状で、東西方向からの採光を見込んでいる。

3) 第三種住宅

建築面積12.23坪、延床面積21.42坪。建蔽率48.90%。容積率85.68%。一部平屋の2階建。この種別のみ、庭を敷地の南側に配し、道路側からと、南面採光を確保している。その為、平面形状も東入、西入で反転させ、両プランで南側の庭を中庭のように囲むような配置計画とされている。また、北畠住宅、杭全住宅を通じて唯一、板の間の居室が存在する折衷様式が採用されている。

3-2-2 杭全住宅

杭全住宅は、図12に示す4戸が中庭を囲む住戸配置とされている。各住戸プラン共、1階部分には玄関前の1室、床の間付きの和室6畳間、4.5畳間、台所と風呂便所。2階は各住戸とも6畳間、3畳間の同一平面である。

3畳間以外の全ての居室で、二方向開口を実現している。畳のサイズは6尺×3尺。

以下に各住戸毎の計画と特徴を述べる。

1) イ型住宅

建築面積13.10坪、延床面積19.79坪。建蔽率52.40%。容積率79.16%。4住戸のうち、南西に位置する。4.5畳が庭に面し、6畳間は道路側に配される。

2) ロ型住宅

建築面積13.34坪、延床面積20.03坪。建蔽率53.36%。容積率80.12%。4住戸のうち、南東に位置する。6畳間が庭に面し、4.5畳間が道路側に配される。水廻りは全て西側へ集められる。

3) ハ型住宅

建築面積12.92坪、延床面積19.76坪。建蔽率51.68%。容積率79.04%。4住戸のうち、北東に位置する。水廻りと階段が北側(道路側)へ集まり、4.5畳、6畳とも庭側へ向く。このタイプだけが、玄関前の部屋の広さが2畳だが、6畳間の床と押入は大きくとられている。

4) ニ型住宅

建築面積13.02坪、延床面積19.72坪。建蔽率52.08%。容積率78.88%。4住戸のうち、北西に位置する。水廻りが北側へ集まり、4.5畳、6畳とも庭側へ向く。

3-3 杭全住宅の実測

特に杭全住宅においては、原形を比較的とどめている住戸の実測調査を行うことができたので、以下にその結果を、各部位毎に述べる。

1) 外部仕上

外壁には4分厚の下見板張りとなされ、クレオソート油で塗装が施されている。杭全住宅を印象付ける屋根瓦に

表3. 杭全住宅軸組部材リスト

部材	材質	メンバー(寸)	部材	材質	メンバー(寸)
土台	桧	3.5x3.5	床下地蔵	桧	6分厚
大引	桧	3.5x3.5	横木	米桐	45x105
胴梁	桧	3.5x7	野地板	杉	6分厚
2階床梁	桧	3.5x8	妻木	桧	1.7x1.7
通柱	米桐	3.5x3.5	間柱	杉	1.5x1.5
壁柱	米桐	3.5x3.5			

は、日本瓦より軽量で、かつ葺土の不要なフランス式洋瓦が用いられている^{註12)}。

2) 断面形状

居室の天井高さは、1階、2階共に7.5尺。居室間、押入は襖で仕切られ、その高さは6尺であった。窓の高さは4.5尺。窓の鴨居位置は襖の鴨居位置と、ほぼ同じ高さに収まる。窓は、窓枠共に木製。窓枠上部には鉄板加工にて水切りが付けられ、1階窓枠には面格子が付けられている^{註13)}。窓、窓枠、面格子、共にペンキ塗装。1階床高さはGLより1.5尺。2階床高さは10.17尺、軒桁梁天場は18.3尺。最高高さは22.7尺である。

3) 基礎

杭全住宅の基礎部分は1尺×4寸の石を敷き、その上に4寸×1尺、4寸×6寸のコンクリート製の立ち上がりが設けられている。これは石の部分をフーチングと考えれば、現在の布基礎とほぼ同形状である。コンクリート部にはD10程度の配筋がなされている^{註14)}。その基礎は建物の外周部を回り、建物の内部の柱は、1尺角(厚さは不明)のコンクリート製の独立基礎で荷重を受けている。床下部分はモルタルで押さえられ、そこからの基礎の立ち上がりは9寸と5寸であった。9寸の基礎の立上り部分には4寸×5寸の床下換気口が設けられ、5寸の基礎立上り部分では、土台と床下地までに隙間があり、外部は下見板で被われているので、良好な床下通風が確保されている。

4) 軸組部材

軸組に関する各種部材寸法は表4及び図8に示す。1階、2階とも、一部内装で必要な柱と構造用の柱とを切り離し、非常にシンプルな架構が組まれている。これは雁行型の外形と、間取り優先で考えられた平面計画で、複雑になりがちな軸組の簡略化を計り、短期間で大量供給を目指した設計者の工夫を読み取る事ができる。

5) 金物

軒桁と小屋梁との接合部に羽子板ボルト締、通し柱と梁などの接合部には短冊金物、矩折金物などを確認。柱、梁の接合部で、階段廻りなどの見掛部分には込み栓打の箇所も確認できた。既存住宅の実測という事もあり、それ以外の部位は確認することができなかった。

6) 耐力壁

この建物には筋交いは存在しない。当時、下見板張りというのは軸組を堅固にすると考えられていたようで、それを耐力壁としたのではないだろうか。壁量は決して多いとは言えないが、建物規模、開口部の取り方等を考えると効果的な配置になっている。

以上の実測結果から、当時の設計者による、関東大震災によってもたらされた木造住宅の工法の転換期という状況への対応と、住宅の大量供給に対する工夫を見いだすことができた。

3-4 配置計画と各住宅の居住地環境

3-4-1 各住宅の配置計画

北島住宅は、南北軸の道路に対し、3タイプの住戸を東西に配する計画である。一方の杭全住宅では、住宅の計画において「前回の経験に徴し位置日当たり等を顧慮して間取を適当にする」という改良点がある²³⁾。さらに住宅地の中央に公園を設けることと、グリッド状の宅地割り、4戸が中庭を囲み1ブロックを構成する、といった点が、その配置計画に織り込まれている。この4戸が中庭を囲み1ブロックを構成する配置は、25坪という敷地内における空地の取り方の工夫が集約されている。

3-4-2 各住宅における光条件の分析

本節では特に、北島住宅及び杭全住宅それぞれの居住地環境についての分析結果を示す。具体的には、CADソフトにより図面の三次元化を行い、さらにレンダリングソフトにより、日照条件のシミュレーションを行った。シミュレーションは、北島住宅の第一種から第三種の各住棟および杭全住宅において進めた。12月中旬(冬至)を光環境を判断する一つの目安とし、12月20日の大阪市の設定でシミュレーションを行った。以下に、各住宅ごとの分析結果を示す。

1)北島住宅[第一種・第二種住宅]

第一種・第二種住宅に関しては、建物の正面と背面にしか開口部がないため、午前中の数時間(東向きの場合、西向きでは午後の数時間)しか居室への直接光が見込めない。また、太陽光が庭に落ちる時間も非常に短く、また、隣り合う住宅の下見板張りは反射光が期待できない素材であるため、結果、一日を通して、庭側からの採光は見込めない。

2)北島住宅[第三種住宅]

二面採光の考え方や一階部分の採光条件は第一種・第二種住宅と同様である。但し、2階部分は一日のうちで10~16時の採光が確認できる。これは第三種が、一部を平屋とし、南側に庭を確保することによるものと判断される。

3)杭全住宅[イ型・ロ型・ハ型・ニ型住宅]

杭全住宅は、2階部分については、早朝からの採光が期待できる。これは、その配置を交互に入れ替え、隣棟2階部分との間隔が適切に保たれていることからもたらされているといえる。また、1階部分についても、南側の住戸(イ型、ロ型)についてはもちろんのこと、北側の住戸(ハ型、ニ型)においても、11時~15時までの採光が期待できる。これは、4戸が中庭を囲むことにより生み出される距離間によってもたらされる。

以上の結果をまとめると、北島住宅に比し杭全住宅では、配置計画において、4戸のヴォリューム配置を同時的に設定することにより、日照条件の改善が試みられたといえよう。

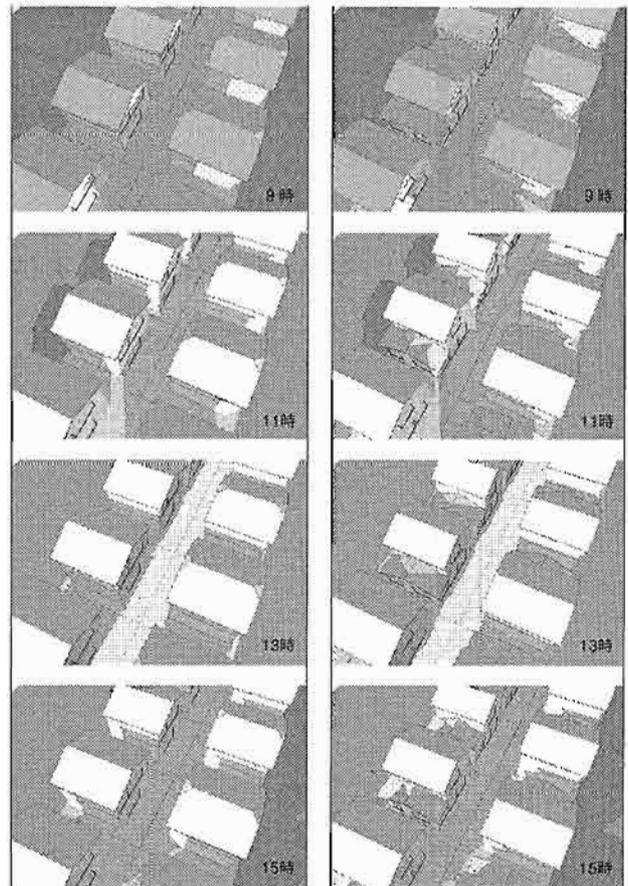


図9. 北島住宅第一種

図10. 北島住宅第二種

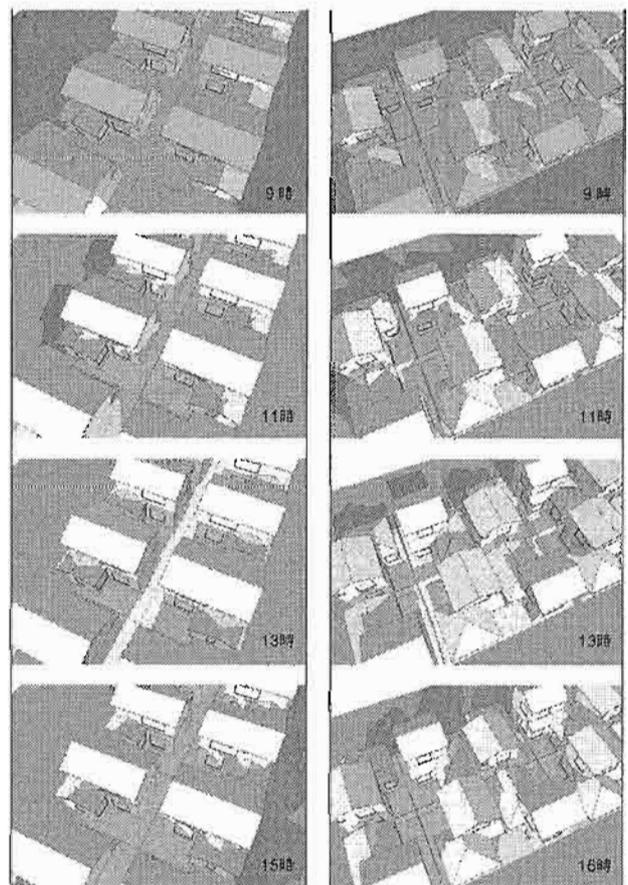


図11. 北島住宅第三種

図12. 杭全住宅

4 北島・杭全住宅における変遷と現況

4-1 変遷の捉え方について

北島・杭全住宅は建設当初から70年以上を経過している住宅地であることから時系列的に同種のデータを用いて、住宅地の変遷を捉える事は極めて困難である。よって、ここでは、以下に示す5視点に焦点を当て、これらを繋ぎあわせることによって住宅地及び住空間の変遷を捉え、記述を行うこととする。

- 1) 供給当初～昭和16年までの住宅地の状況
- 2) 居住履歴の把握
- 3) 各住宅地の現況
- 4) 増改築パターンの分析
- 5) 杭全住宅における居住地環境評価

4-2 供給当初～昭和16年までの住宅地の状況

「月賦住宅」の建設が行われた後数年間は、大阪市社会部が住宅地調査を行っていたこと¹⁵⁾、また杭全住宅の現地調査において、住宅地内の集会所に自治会に関する資料が数種保存されていること、が確認できたことから、これらの資料を使用し、当時の住宅地の状況について(1)居住者の内訳、(2)住宅の賃貸状況及び所有者移転状況、(3)自治会活動の状況について記述を行う。

なお、この自治会に関する資料の多くが、戦前、戦中の物で、大まかに分類すると、A)居住者の内訳及び自治会活動内容を記載をする資料、B)共同購買(消費組合)に関する資料、C)戦時中の配給等に関する資料に整理されるが、ここではA)に含まれる以下の資料2点を使用し、記述を進める。

A-1) 杭全住宅自治会名簿(昭和3年～昭和16年頃)

記載内容は、住宅番号、班名、住宅購入者の氏名、職業、購入時期、賃貸契約者氏名等である。

A-2) 昭和16年時点の大阪市町籍簿

記載内容は、町会名、隣組名、世帯所在地、氏名、世帯主との続柄、出生の年月日、配偶者の有無、職業、要避難者の種別等の他に、住宅に関連するものとして、瓦斯の有無、畳数がある。なお、この町籍簿は、当時の大阪市が物資配給及び防空計画その他の基礎資料として、市全体において町会単位で作成していた。

(1)居住者の内訳

各住宅における居住者の内訳を世帯主職業を中心に記述を行う。まず、昭和2年時点の北島住宅における世帯主職業の内訳は、俸給生活者(うち雇員53名、知識業16名、官公吏14名、その他3名)の割合が86名(82.7%)、独立生活者の割合が16名(15.4%)、賃金労働者の割合が2名(1.9%)であることから、世帯主の大半が俸給生活者であることが確認できる²⁵⁾。

杭全住宅においては同様の調査は行われていないが、資料A-2)から、昭和16年時点の居住者の内訳を把握する事ができる。世帯主の年齢別職業を表4に示す。杭

全住宅における世帯主の職業を上位から見ると、会社員54名(39.7%)、公務員20名(14.7%)、教員17名(12.5%)で、この割合の和が66.9%となり、またそれ以外の職業にあたる20名(14.7%)もほとんどが俸給生活者である。加えて、ここでは無職が25名(18.4%)存することが確認できる。

一方、世帯主の年齢は、40代が42名(30.9%)、50代が41名(30.1%)、30代が28名(20.6%)と続くことから、居住者の80%以上が、就労世帯であったことが確認できる¹⁶⁾。

さらに、住宅地全体の居住者数が614名、男女構成比が286名(46.5%)対328名(53.5%)、平均世帯数が4.5名、世帯の最小単位が1名、最大単位が9名であることも明らかとなった。

(2)住宅の賃貸状況及び所有者移転状況

資料A-1)には、各住戸別の所有者氏名及び賃貸契約者氏名が、供給当初から昭和16年当時分まで記載されている。これによると136戸の住宅のうち、67戸(49.2%)については借家となっていたこと、また28戸(20.5%)は、所有者が移り変わっていたことが確認された。

(3)自治会活動の状況

「月賦住宅」、それぞれの住宅地に対して自治会が組織せしめられたことは、前述の供給背景でも述べたとおりである。2章で前述した自治会規約では、共同購買、敷地内の植樹、瓦斯引込、下水掃除、屎尿汲取などが協議事項として決議されたことが明らかとなっているが、これらを杭全住宅の自治会資料と照らし合わせてみると、上記に挙げられた多くの項目について、実際に自治会活動として行なわれていたことが確認できる。

特に、共同購買については様々な資料が残されており、かなり積極的な活動が行われていたと捉えられる。これは、写真2からも確認できるように、住宅供給当初は、周辺部が市街化されておらず店舗等ほとんど存在しなかったことから居住者達が共同で物品を購入することにより、生活の利便性を高めようとしていたことが推察される。

又、杭全住宅では、136戸の住戸それぞれに番号が配され、14-19戸を1つの単位として合計8班を構成し、各班に班長、副班長を設け活動を行っていた。さらに、これらの班構成が戦中には隣組として継続されていたことが確認された¹⁷⁾。

なお、この自治会組織は、現在もほぼ同様の組織構成で活動が行われている。

表4. 杭全住宅の世帯主職業及び年齢(昭和16年時点)

職業	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	空白	計数	割合(%)
会社員		3	12	16	17	2			54	39.7
公務員		1	4	9	6				20	14.7
教員			4	5	6	1	1		17	12.5
自営業			3	1	1				5	3.7
銀行員				3	1				4	2.9
船員		1		1	2				4	2.9
医師				1	2				3	2.2
その他			2	1	1				4	2.9
無職	1	1	3	4	6	8	2	1	26	19.4
合計	1	6	26	42	41	12	5	1	136	100.0
割合(%)	0.7	4.4	20.6	30.9	30.1	8.8	3.7	0.7	100.0	—

4-3 居住履歴の把握

ここでは、供給当初から現在に至るまでの住宅地の変遷状況を土地所有及び居住者の継続状況を指標として使用し、居住履歴を時系列的に捉えることを試みる。作業方法を以下に示す。

指標A：旧土地台帳を使用し、「月賦住宅」払い下げ時（北島住宅・昭和16年、杭全住宅・昭和18年）の土地所有者が昭和35年時点まで継続して所有しているか否かを捉える。（継続＝0，非継続＝1）

指標B：旧土地台帳に示された昭和35年時点の土地所有者名を同年代（北島S37年、杭全S35年）の住宅地図の居住者名と照合し、合致した場合は持家、異なる場合は借家とみなす。（持家＝0，借家＝1）

指標C：昭和35年－現状（北島H11年、杭全H10年）の住宅地図を使用し、居住者名が継続されているか否かを確認する。（継続＝0，非継続＝1）

これらを住宅地別に示したものが表5である。

北島では、昭和16～35年の間における土地所有継続率は51.0%、昭和35年時点の持家率は59.6%、昭和35年からの居住継続世帯は28世帯(26.9%)、さらに昭和16年からの居住継続世帯は13世帯(12.5%)であることが確認できる。一方、杭全では、昭和18～35年の間における土地所有継続率は66.2%、昭和35年時点の持家率は69.9%、昭和35年からの居住継続世帯は56世帯(41.2%)さらに昭和18年からの居住継続世帯は32世帯(約23.5%)である。

なお、杭全住宅については前節に示した資料A-1)自治会名簿及び、A-2)町籍簿を使用し、昭和3年から現在に至るまでの継続居住世帯が23世帯(16.9%)存することを、同時に確認することができた。

上記の分析結果から、土地所有の継続性(昭和35年まで)、持家率(昭和35年時点)、現在までの継続居住世帯数の全ての割合において杭全住宅の方が高いことが明らかとなり、杭全住宅は北島住宅よりも土地の流動性が少なく、また定住率の高い住宅地であるとみなすことができる。

表5. 北島住宅及び杭全住宅における居住履歴

資料	指標A	指標B	指標C	計
	土地所有の継続 継続=0 非継続=1	持家又は借家 持家=0 借家=1	居住の継続 継続=0 非継続=1	
北島住宅	旧土地台帳 (～S35)	旧土地台帳 (S35) 住宅地図 (S37)	住宅地図 (S35～H11)	
	0	0	0	13
			1	27
		1	0	2
杭全住宅	0	0	1	11
			0	10
	1	0	1	12
		1	0	3
総計			1	26
総計				104
資料	指標A	指標B	指標C	計
	旧土地台帳 (～S35)	旧土地台帳 (S35) 住宅地図 (S35)	住宅地図 (S35～H10)	
杭全住宅	0	0	0	32
			1	38
		1	0	5
			1	16
杭全住宅	1	0	0	14
			1	13
		1	0	4
			1	15
総計				136

4-4 各住宅地の現況

4-4-1 北島住宅

北島住宅の住宅地は現在、用途地域指定において第一種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率300%)に指定されており、住宅地内道路は、すべて大阪市有である。特徴的な事柄は、南北に走る2本の道路が現在も砂利道であること^{※18)}、さらにこれらの道路には植樹が施されていることである。また、住宅地の中心部に、「北島住宅會町會」と記載された石碑が確認できる。

4-4-2 杭全住宅

杭全住宅の住宅地は、現行用途地域指定において住居地域(建蔽率60%、容積率200%)とされ、住宅地内道路は、北島同様、すべて大阪市有となっている。また、住宅地の中央に位置する公園は、大阪市有であるがその管理は自治会が行っている。さらに、供給当初に公園敷地内に建設された集会所は現存し、現自治会によって所有、管理がなされている^{※19)}。

4-4-3 建物現況(用途及び残存率)と土地の合分筆数

次に各住宅地において、最新の住宅地図の記載内容を参照した上で、目視調査を行い、建物現況(用途及び残存率)と土地の合分筆数の把握を行った結果(表6, 7)、建設当初における建物用途は、各住宅地共に全て専用住宅であったが^{※20)}、現在、北島における専用住宅は91戸(88.3%)、杭全では111戸(81.6%)と、1～2割弱の建物用途が住宅以外に変更されていることがわかる。この中で、北島では空地/駐車場が7戸(宅地)(6.8%)、杭全では店舗併用住宅が16戸(11.8%)であることが特徴的である。また、合分筆数については北島では、合筆1件、分筆9件、杭全では合筆9件、分筆6件となっている。

次に、建物残存状況を示す。北島では、104戸の建設・供給に対し、「ほぼ残存」が12戸(11.5%)、「残存増改築あり」が25戸(24.0%)、計37戸(35.6%)となり、これを型式別に比較すると、第三種の残存が第一種、第二種と比べ、高い。一方、杭全では、136戸の建設・供給に対し、「ほぼ残存」が11戸(8.1%)、「残存増改築あり」が59戸(43.4%)、計70戸(51.5%)が残存している。これを型式別に見ても、40.5%以上の残存を確認できる。

以上から、建物の残存状況については、北島住宅よりも杭全住宅の方がかなり高いことが確認された。

表6. 北島住宅及び杭全住宅における建物用途現況

建物用途	北島住宅		杭全住宅	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
専用住宅	91	88.3%	111	81.6%
店舗併用住宅	4	3.9%	16	11.8%
商業専用/倉庫	1	1.0%	3	2.2%
空地/駐車場	7	6.8%	5	4.4%
総計	103	100.0%	135	100.0%

表7. 北島住宅及び杭全住宅の建物残存状況

住宅地	住宅型式	ほぼ残存		残存増改築あり		残存合計		建替または空地		総計	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)		
北島住宅	一 種	5	15.3	4	12.5	9	28.1	23	71.9	32	100
	二 種	5	12.5	5	12.5	10	25.0	30	75.0	40	100
	三 種	2	6.3	16	50.0	18	56.3	14	43.8	32	100
	総 計	12	11.5	25	24.0	37	35.6	67	64.4	104	100
杭全住宅	一 種	3	8.1	14	37.8	17	45.9	20	54.1	37	100
	二 種	4	12.9	18	58.1	22	71.0	9	29.0	31	100
	三 種	4	10.8	11	29.7	15	40.5	22	59.5	37	100
	総 計	11	8.1	43	43.4	54	51.5	66	48.5	136	100

4-5 増改築パターンの分析

4-5-1 本節の目的

北島および杭全住宅それぞれの各住宅における残存状況については先述の通りである。また、「杭全は建て替えが進み、当初の状態を比較的良好に維持しているのは北島のみ」との評価がされている²¹⁾。そこで本節では、残存している住宅を対象とし、その増改築の状況を把握し、それぞれの住宅地に見られる増改築の特徴を示すことを目的とする。また、ここでは特に、住宅地ないし個々の住宅からなる家並みの残存を印象づけると考えられる、ファサードとヴォリュームの2要素に着目する。

4-5-2 調査及び分析

北島住宅、杭全住宅のそれぞれについて、目視により現存状況の把握を行った。残存状況については、当時の面影を残しているもの(表中、ほぼ残存)、建物の躯体は残っているが、明らかに改築、増築など、手が加わっているもの(残存増改築あり)、建替(建替または空地)の3つに大別した。さらに増改築については、その内容を、a)平屋部分への2階の増築、b)空域への増築、c)前面道路への増築、d)3階の増築(以上、ヴォリュームの変更)、e)外壁の更新(下見板の張り替え、ファサードの変更)、の5つの指標を設けて把握し、分析を行った。この増改築の例については、図13に示す通りである。

4-5-3 結果

まず、先にあげた増改築の5つの指標a)~e)の、その組合せの数(和)をもって比較する(表8)。ここから北島住宅では、残存する住宅においては、増改築が見られない(12件、11.5%)か、増改築の組合せ数が1のもの(12件、11.5%)が多く確認できる。一方の杭全住宅では、増改築の組合せ数が2(22件、16.2%)ないし3(18件、13.2%)のものが多く確認できる。

また、家並みの残存に重要な道路面のファサードとヴォリュームに対する増改築の発生率を表9に示す。ここから北島住宅では、前面道路への増築や外壁の更新(下見板の張り替え)の発生率がそれぞれ27.0%、18.9%であるのに対し、杭全住宅ではそれぞれが51.5%、68.2%と、いずれもが50.0%を越えていることが確認できる。

4-5-4 まとめ

以上から、残存する住宅に限って言えば、北島住宅においては道路面に対するファサードやヴォリュームについて、計画当時の形態が残されており、家並みとして残っている印象を強く与えるものと思われる。一方の杭全住宅では、残存率は高いものの、様々な増改築が確認でき、それはファサードやヴォリュームの変更を含む。これは、その躯体が、様々な異なる生活様式に柔軟に応えた結果であると同時に、杭全住宅の建設当初の住宅地としての印象を薄くする効果を生み出しているものと思われる。

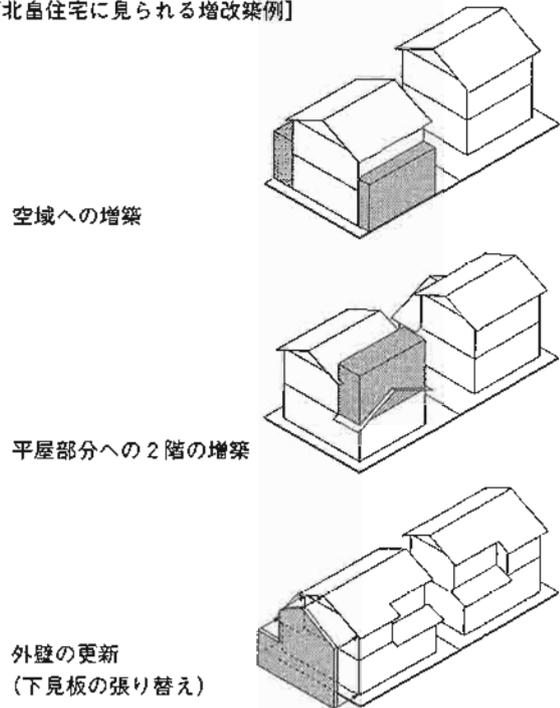
表8. 増改築一覧表(1)

住宅	種別	増改築無し	増改築あり(組合せ数)					建替	総計
			1	2	3	4	5		
北島住宅	一階	5	3		1			23	32
	二階	5	2	1		2		33	40
	三階	2	7	3		3		14	32
	総計	12	12	4	4	5	0	67	104
	割合	11.5%	11.5%	3.8%	3.8%	4.8%	0.0%	64.4%	100.0%
杭全住宅	イ型	3	3	4	4	2	1	20	37
	ロ型	5		5	8	5		9	31
	ハ型	3	7	6	3	1		15	31
	ニ型	4	1	3	3	2		6	37
	総計	12	7	22	18	9	2	68	138
割合	8.8%	5.1%	16.2%	13.2%	6.5%	1.5%	48.9%	100%	

表9. 増改築一覧表(2)

住宅	種別	前面道路への増築		総計	下見板 張り替え		総計
		有り	無し		有り	無し	
北島住宅	一階	1	8	9	1	8	9
	二階	2	8	10	2	8	10
	三階	7	11	18	4	14	18
	総計	10	27	37	7	30	37
	割合	27.0%	73.0%	100.0%	18.9%	81.1%	100.0%
杭全住宅	イ型	11	8	19	15	4	19
	ロ型	11	5	16	9	7	16
	ニ型	8	8	16	12	4	16
	ハ型	4	11	15	9	6	15
	総計	34	32	66	45	21	66
割合	51.5%	48.5%	100.0%	68.2%	31.8%	100.0%	

[北島住宅に見られる増改築例]



[杭全住宅に見られる増改築例]

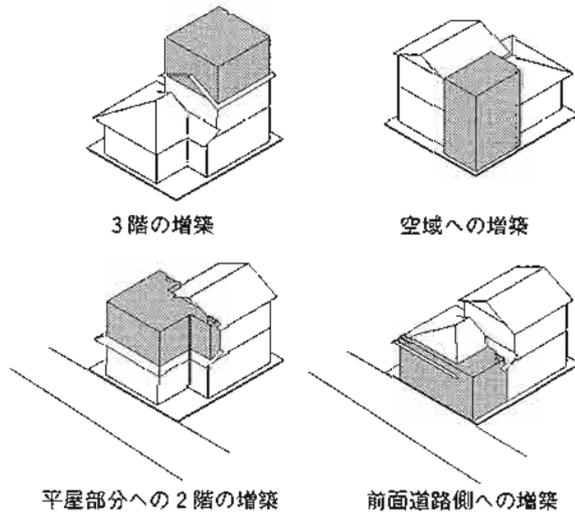


図13. 増改築パターン

4-6 杭全住宅における居住地環境評価

4-6-1 アンケート調査の目的

杭全住宅の家なみは、前節で述べた通り、北島住宅とは異なる。また当初の計画段階から公園、集会所が設けられた。これらは当該住宅地の、空間の公共的な要素である。またヒヤリングから、公園及び集会所を利用して、自治会(現名称は中町会)をはじめとする地域活動が行われていることが確認された(図14)。そこで、ここでは杭全住宅においてアンケート調査を実施し、空間の公共的な要素と居住者意識の関係の把握を試みる。

4-6-2 調査の方法と項目

調査票は、7月26日～28日に、杭全住宅地内の各住戸に訪問し配布、2週間留め置きした後、8月11日に各班の班長経由で回収する方法を取った。結果、配布数113戸に対し回収84戸、有効回答率は74.3%である。

調査項目は、居住者の属性及び表10に示した1.住宅、2.公園、3.家なみ、4.自治会活動に関する総合評価項目と、これに含まれる詳細項目群からなる。

回答者の属性は、表11の通り。以後、認識の差異を捉えるために、入居時の年代を、第1期(1928-1952年)、第2期(1953-1977)、第3期(1978-2002)に分類し、分析に用いた。

4-6-3 入居時期別にみた分析結果

入居時期別に杭全住宅への認知の差異を見ると(表12)、認知「有り」が、第1期で0.97、第2期で0.81、第3期でも0.64の指摘率であることから、杭全住宅の歴史に関する情報を有する居住者の率は、極めて高いといえる。次いで、家なみに対する評価を、指摘率の高いものから示す。第1期において指摘率が最も高いのは、「やや(良い)」[「普通」]で0.33、第2期では「やや(良い)」と「普通」が0.41で同指摘率であるのに対し、第3期においては「普通」の指摘率が0.43と最も高い。この数値から、新しく入居した居住者ほど、杭全住宅の家なみの特異性に対する認識が低いといえる。

次に入居時期と、自治会活動への参加頻度や、公園の利用の有無との関連について述べる(表13)。自治会活動への参加頻度については、第1期で「参加」ないし「やや(参加)」の指摘率の和は0.48、第2期でやや下がり0.25、第3期では0.57である。これは、自治会活動が、入居の新旧を問わず、広く展開されていることを示している。また、公園の利用については、入居時期が新しい住民ほど、高い指摘率を示している。

4-6-4 居住地の総合的評価

被験者の居住地に対する総合的な評価の、構造的関係を把握するために、アンケート調査において設定した全項目について、全被験者を対象として項目間の相関係数を非類似度とし、多次元尺度構成法(MDS)により、各項目間の関係について分析を試みた。

分析の結果、住宅に対する評価、家なみに対する評

班長会	中町会	子供会	活動内容	場所	活動内容	場所
		青少年指導員	お花見会	公園	ラジオ体操	公園
婦人部	中町会	子供会	子供の集い	公園	集まり	-
		子供の集い	公園	集まり	-	

図 14. 杭全住宅自治会(中町会)の組織図及び活動内容

表 10. アンケート調査項目

総合的評価項目	詳細な項目
1.住宅に対する総合評価	・入居時期・入居理由・家や土地の所有形態・住宅種別(「杭全住宅」/「新築住宅」) ・「杭全住宅」増改築の有無(2段階)・増築項目詳細(5項目) ・新築住宅詳細(3項目)・中庭の有無・中庭の評価・中庭の今後の用途 ・住宅外観の評価(5段階)
2.公園に対する総合評価	・公園利用の有無(2段階)・公園の利用頻度・公園の利用方法(複数選択) ・公園の維持管理活動への参加の有無(2段階)・公園維持管理状況の評価(5段階評価)
3.家なみに対する総合評価	・道路清掃活動の有無(2段階)・道路清掃活動の頻度 ・道路維持管理状況の評価(5段階)・「杭全住宅地」としての認知の有無(2段階) ・「杭全住宅地」と周辺住宅地の差異に関する評価(5段階) ・「杭全住宅」の印象の認知(5段階)
4.自治会活動に対する総合評価	・地域活動への参加頻度(5段階評価)・具体的な活動内容(複数選択)
属性に関する項目	・年齢・職業・世帯主との関係・家族数・家族構成・世帯主年齢・世帯主職業

表 11. 回答者属性

	世帯主との関係			入居時期			平均	合計	割合	
	本人	以外	統計	第1期	第2期	第3期				
30歳代	3	3	3	4%			2	1	3	4%
40歳代	3	12	15	18%	1	2	11	1	15	18%
50歳代	10	12	22	26%	7	5	10	1	22	26%
60歳代	8	4	12	14%	5	4	3		12	14%
70歳以上	24	9	32	38%	17	11	4		32	38%
合計	48	39	84	100%	30	22	30	2	84	100%
割合	54%	46%	100%		36%	26%	36%	2%	100%	

表 12. 入居時期の杭全住宅の認知と家なみに対する評価

入居時期	杭全住宅に対する認知			家なみに対する評価					
	有り	無し	統計	良い	やや	普通	やや	悪い	統計
第1期	0.97	0.03	1.00	0.28	0.33	0.27	0.13	0.00	1.00
第2期	0.81	0.19	1.00	0.09	0.41	0.41	0.09	0.05	1.00
第3期	0.64	0.36	1.00	0.07	0.33	0.43	0.10	0.09	1.00
合計	0.75	0.18	1.00	0.14	0.37	0.38	0.09	0.01	1.00

表 13. 自治会活動への参加頻度と公園の利用

入居時期	自治会活動への参加頻度					公園利用			
	有り	やや	普通	やや	不参加	統計	する	しない	統計
第1期	0.10	0.38	0.03	0.34	0.14	1.00	0.30	0.70	1.00
第2期	0.20	0.05	0.25	0.50	0.00	1.00	0.48	0.52	1.00
第3期	0.18	0.38	0.14	0.21	0.07	1.00	0.88	0.34	1.00
合計	0.16	0.30	0.13	0.34	0.08	1.00	0.48	0.52	1.00

表 14. 居住地の総合的評価

	住宅に対する総合評価	公園に対する総合評価	家なみに対する総合評価	自治会活動に対する総合評価
住宅に対する総合評価	1.00	0.199	0.402	-0.02
公園に対する総合評価		1.00	0.392	0.316
家なみに対する総合評価			1.00	0.162
自治会活動に対する総合評価				1.00

価、公園に対する評価、自治会活動に関する評価の4項目はそれぞれ中心に近い布置がなされたため、以後これらの項目を杭全住宅に対する総合的評価として分析を行った。この4評価項目間の相関係数を見ると、自治会活動と公園、家なみの評価との相関、また家なみと住宅の評価との相関係数で0.3～0.5程度の相関が見られるものもあり、互いに独立した評価ではないことが示された。

4-6-5 まとめ

以上、住宅地に対する評価、自治会活動への参加状況や公共的な空間(公園)の利用、そして総合的な評価を見た。最後に、空間の公共的な要素である公園と家なみの2つに着目してまとめる。

この公園は自治会活動の場として活用されており、それは総合的評価にも反映されている。一方の家なみは前節で見たように、異なる生活様式を反映した住戸の連続体である。これらの2要素に対する総合評価に相関が見られることは、居住地評価に、公園が敷地中央に位置する配置計画が無関係ではないことを示唆し、一つに公園という公共空間の果たす役割を示唆するものである。

さらに第3期入居者の自治会活動への参加状況や公園の利用を、杭全住宅への認知度や家なみへの評価と照合し、同時に増改築の実態を想起すれば、本住宅地における環境形成の営みは当初イメージの残存よりはむしろ、その躯体を残しての更新を意味することが推察される。

5 まとめ

これまでの調査、分析から北島・杭全住宅においては、その設計時に、街区計画、配置計画、住戸計画それぞれの段階において、様々な工夫が試みられたことが確認された。その中でも、杭全住宅における住宅地中心部への公園の配置は、特徴的な試みであったと位置付けられ、さらにこの公園が、現在も居住者に積極的に活用されている実態は、分譲住宅地内における公共空間の配置の重要性を示していると思える。

また、各住宅地での建物の残存状況及び増改築パターンの把握からは、北島では家なみの印象が残る傾向があるのに対し、杭全では供給当初の面影は薄くなりつつも、躯体を活用した増改築が積極的に行われていることが確認された。これらから、住宅地建設後の個々の建物の継続と活用、さらに更新の積み重ねの方法によって、その住宅地独自の環境が形成され、継続されていくことが見て取れる。

70年を経た住宅地を研究対象とすることで、上記に示された家なみの残存と躯体の利用という異なった継続方法が示されたことは、建物、家なみ、住宅地の継続と更新という普遍的なテーマに対して、一つの示唆を与える結果であると位置付けられよう。

<注>

- 1) 大阪市以外の公設住宅については、大槻敏雄(1997)「集合住宅における経年的住環境運営に関する研究」(博士論文)、水沼淑子(1989)「関東大震災以前の横浜市営共同住宅館に関する研究」(博士論文)、藤谷陽悦・他(2002)「大正中期から昭和初期にかけて計画された名古屋市の市営住宅事業について」日本建築学会計画系論文集第554号、pp.289-296、佐藤滋・他(1989)「同潤会普通住宅地の配置の復元による計画・設計手法に関する研究」日本建築学会計画論文報告集第402号、pp.53-63などが挙げられる。
- 2) 文献4) pp.74-76、5) pp.30-31、大阪市社会部(1941)「大阪市社会事業一覧」をもとに作成。
- 3) 大阪市建築局(1954)「大阪市住宅年報」pp.21、及び踏査により確認。
- 4) 資料が不足し、住戸タイプの把握及び更に詳細な判別はつかないが、3住宅共に類似した型が使用されたと推察する。文献7)
- 5) 文献8) pp.30-31、9) pp.18及び現地調査による。
- 6) 北島住宅では、104戸の募集に対し3,000余りの応募があり、また受給者決定の際に、抽選の他、資格調査を行った。文献11)
- 7) この内訳は牧師4名、能楽師4名、新聞社員1名、会計士1名、銀行員1名である。文献12)
- 8) 募集申込の資格は「中産階級以下のもので現に工場、会社、商店又は官公衛」とされている。文献13)
- 9) ヒヤリング及び昭和3年「大阪市近傍航空写真」により確認。
- 10) 土地区画整理関連資料は、文献18)、19)、20)を、住宅地計画関連資料は、文献6)、7)、8)、9)、11)を使用。表2は文献18)第一号、第一七号、19) pp.230-234、pp.264-267、20) pp.102、pp.110、pp.240、pp.242を使用し、作成。
- 11) 北島住宅の配置図は、文献6) pp.6-7、文献11) pp.9を使用し、現地に目視調査を行い、さらに文献20)第一号、大阪市阪南土地区画整理組合地区現況並整理図と重ね合せ作成した。杭全住宅の配置図は、文献9) pp.18と実測調査に基づき復元を行い、文献20)第十七号、大阪市西平野土地区画整理組合地区現況並整理図を重ね合せ作成した。図内に示された街路幅及び道路幅は、文献19)、20)に表記されている数値を引用した。なお、ど

- ちらの図にも市営住宅の表記が確認できる。
- 12) 日本洋瓦株式会社の製品が採用されていると思われる。(建築資料協会(1925)「建築資料共同型録」pp.74-75)
 - 13) 元々、この面格子は金属製であったが、戦時体制下において全て木製に変わった(ヒヤリングによる)。
 - 14) 杭全住宅の改修を多く手がけている工務店へのヒヤリングによる。
 - 15) 当時、大阪市社会部では供給した各住宅における居住者の転出入や属性等を調査している。文献5) pp.50
 - 16) 就労世帯である30、40、50代の世帯主のうち、無職が、12名確認できるが、このうち7名については、夫が長期出張等で家を離れていることから、妻が世帯主となっている。
 - 17) 資料A-2)による。
 - 18) 住民へのヒヤリングによると、照り返し等による環境悪化を考慮し砂利道としていること。この決定は数年に一度アンケートを行い確認を行っていることが確認された。
 - 19) ヒヤリングによる。
 - 20) 当時は、「住宅供給ニ関スル件」に住宅の目的外への使用の禁止が記述されていた。文献10)

<参考文献>

- 1) 中嶋節子・他(2001)「大阪市営北島住宅について」平成13年度日本建築学会近畿支部研究報告集、pp.925-928
- 2) 福本佳世・他(2002)「大正・昭和初期の大阪市における市営住宅に関する研究」、2002年度第38回日本都市計画学会学術研究論文集、pp.889-894
- 3) 大阪市社会部(1924)「大阪市社会事業年報大正十四年」pp.44
- 4) 大阪市社会部(1926)「大阪市社会事業年報昭和元年」pp.74-76
- 5) 大阪市社会部(1928)「大阪市社会事業季報昭和三年自一月至三月」pp.30-31
- 6) 大阪市社会部「社会事業成績大正十四年第三期分」
- 7) 佐々木荘一(1931)「大阪市営月賦分譲小住宅に就て」建築と社会第14集第4号、pp.44-45
- 8) 大阪市社会部(1927)「大阪市社会事業季報昭和二年自一月至三月」pp.30-31
- 9) 新名種夫(1933)「大阪市営住宅」建築と社会第16集第5号pp.18
- 10) 「住宅ニ関スル件」/大阪市告示第百六十号(1926)
- 11) 「大阪市公報第六百八十二号」 / 12) 前掲文献4) pp.88-89
- 13) 大阪市社会部(1927)「大阪市社会事業季報昭和二年自一月至三月」pp.32 / 14) 前掲文献4) pp.76-86
- 15) 大阪市社会部(1927)「大阪市社会事業季報昭和二年自十月至十二月」pp.30-31 / 16) 前掲文献6) pp.23-27
- 17) 前掲文献4) pp.85
- 18) 大阪市土木部計画課(1931)「大阪市土地区画整理図集」
- 19) (財)大阪市都市整備協会(1995)-まちづくり100年の記録-大阪市の区画整理
- 20) (財)大阪市都市整備協会(1995)-まちづくり100年の記録-大阪市の区画整理、-地区資料-
- 21) 前掲文献19) pp.232-233 / 22) 前掲文献19) pp.265
- 23) 前掲文献4) pp.90-91 / 24) 前掲文献5) pp.50
- 25) 大阪市社会部(1927)「大阪市住宅年報昭和二年」pp.129-130

<謝辞>

ヒヤリング調査にご協力下さった北島住宅、杭全住宅の住民の皆さん、又アンケート調査にご協力下さった杭全住宅の皆さんにこの場を借りて御礼申し上げます。

<研究協力者>

井爪 康夫 朝平都市計画事務所
岡 大輔 オカスタジオ建築設計事務所